



東京労働局発表  
平成24年10月18日(木)

**【照会先】**

東京労働局職業安定部職業対策課

課長 藤村 静男

課長補佐 平石 英昭

高齢者対策担当官 田口 勝美

電話 03-3512-1549(直通)

FAX 03-3512-1566

## 平成24年「高齢者の雇用状況」集計結果 (平成24年6月1日現在)

東京労働局(局長 伊岐典子)では、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成24年「高齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用の確保を図るため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け<sup>(※)</sup>、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した「31人以上規模」の企業約2万4,000社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は96.8% (前年比1.8ポイント上昇)。【表1-1】

- ◆ 中小企業は96.2% (同2.1ポイント上昇)。
- ◆ 大企業は99.3% (同0.6ポイント上昇)。
- ◆ 確保措置未実施企業への指導強化並びに希望者全員が65歳まで働くことのできる制度導入の継続的啓発により、実施済み割合が増加したものとする。

## **2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等の状況**

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は39.4% (同1.2ポイント上昇)。

【表2-1】

- ◆ 中小企業は43.9% (同1.4ポイント上昇)。
- ◆ 大企業は20.3% (同0.1ポイント上昇) となっており、中小企業での取り組みが進んでいる。

(2) 70歳以上まで働ける企業の割合は15.3% (同0.3ポイント上昇)。【表3】

- ◆ 中小企業は16.8% (同0.4ポイント上昇)。
- ◆ 大企業は8.8% (同0.1ポイント減少) となっており、中小企業での取り組みが進んでいる。

## **3 定年到達者の継続雇用状況**

過去1年間に定年年齢に到達した12万8,483人のうち、継続雇用を希望しなかった人は3万7,087人 (28.9%)、継続雇用された人は8万8,917人 (69.2%)、基準に該当しないこと等により離職した人は2,479人 (1.9%)。【表4】

- ◆ 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人 (2万2,349人) のうち、継続雇用された人は1万7,341人 (77.6%)。
- ◆ 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人 (9万3,962人) のうち、継続雇用された人は6万3,463人 (67.5%)、基準に該当しないことにより離職した人は2,230人 (2.4%)。

<集計対象>

31人以上規模の企業 24,296社

中小企業 (31~300人規模) : 19,687社

大企業 (301人以上規模) : 4,609社

(※) 高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

# 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

## (1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は 96.8% (23,520 社) (前年比 1.8 ポイントの上昇)となっている。

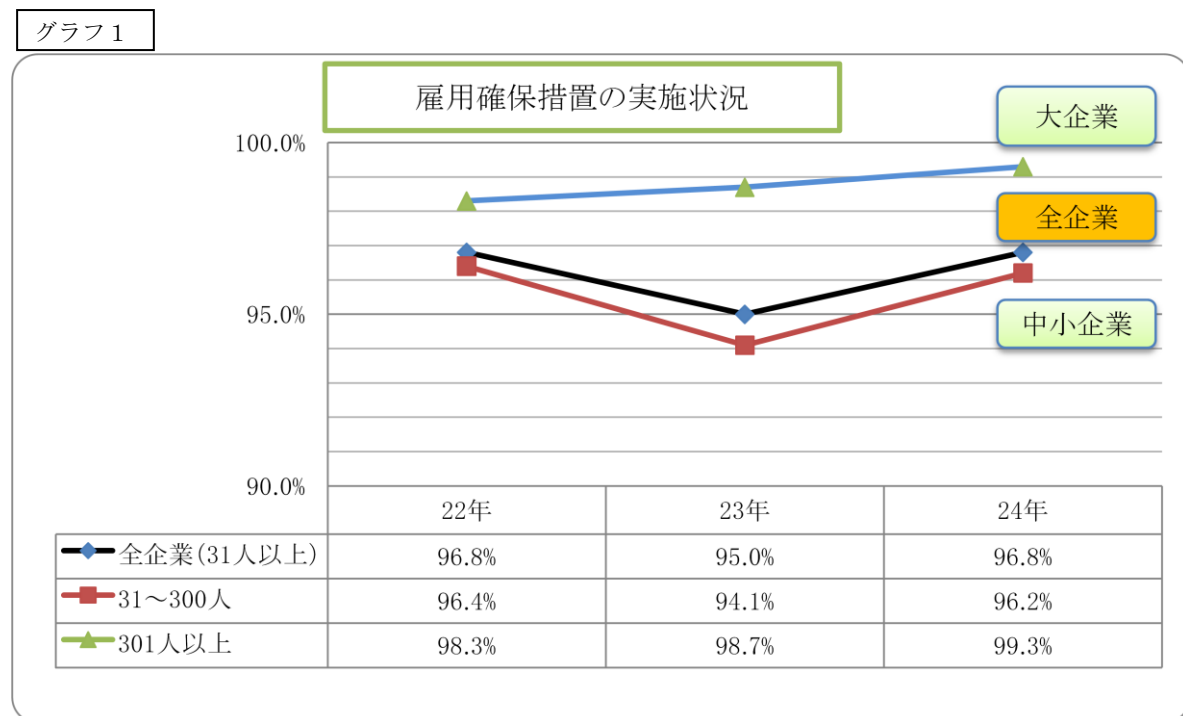
雇用確保措置を未実施である企業の割合は 3.2% (776 社) (同 1.8 ポイントの減少)となっている。

【表1-1】(グラフ1)

## (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.3% (4,577 社) (前年比 0.6 ポイントの上昇)、中小企業では 96.2% (18,943 社) (同 2.1 ポイントの上昇)となっている。

中小企業に係る経過措置の終了により確保措置未実施となった企業が、平成23年度中に改善措置を講じた結果と考えられる。【表1-1】(グラフ1)

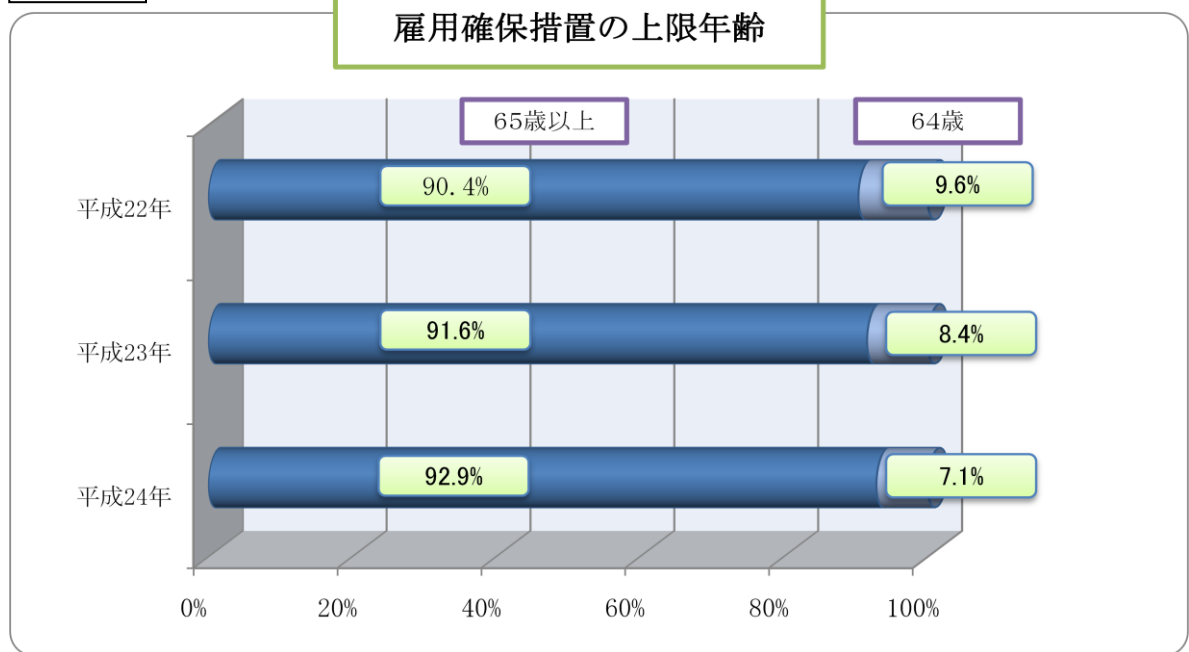


## (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である 64 歳を上限年齢としている企業は 7.1% (1,660 社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して 65 歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は 92.9% (21,860 社) (同 1.3 ポイントの上昇)となっている。【表1-2】(グラフ2)

グラフ 2



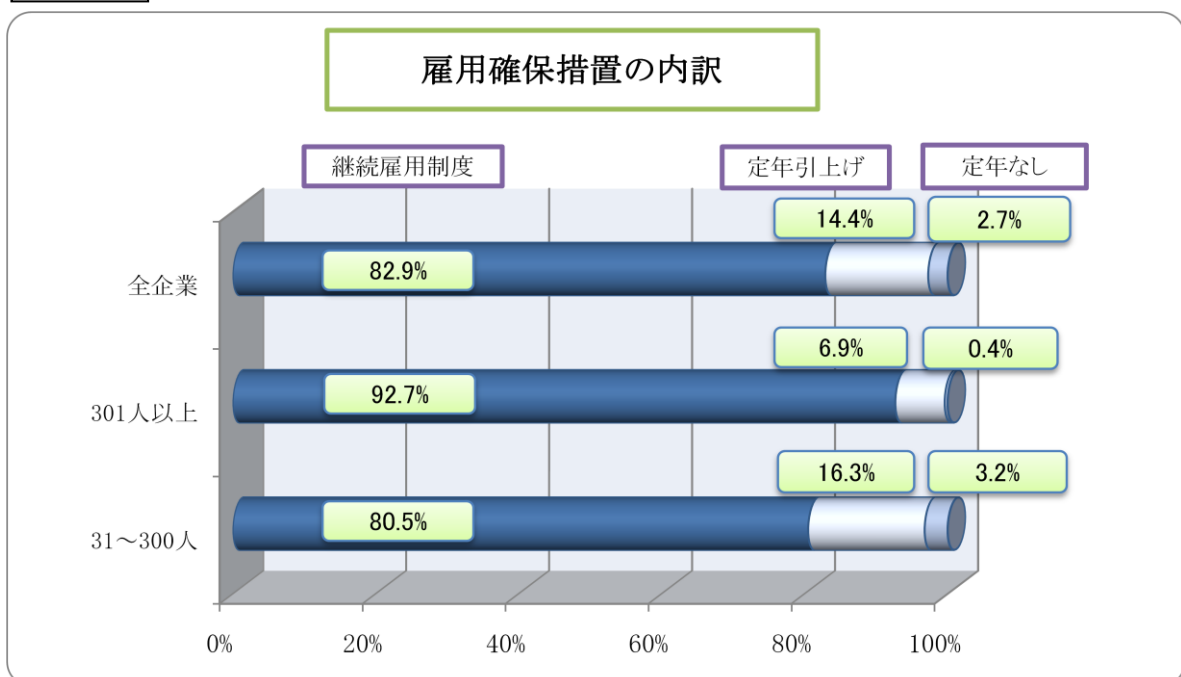
(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.7% (627 社) (前年比 0.1 ポイント減少)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 14.4% (3,397 社) (同 0.2 ポイントの減少)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 82.9% (19,496 社) (同 0.3 ポイントの上昇)

となっており、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。【表1-3】(グラフ3)

グラフ 3



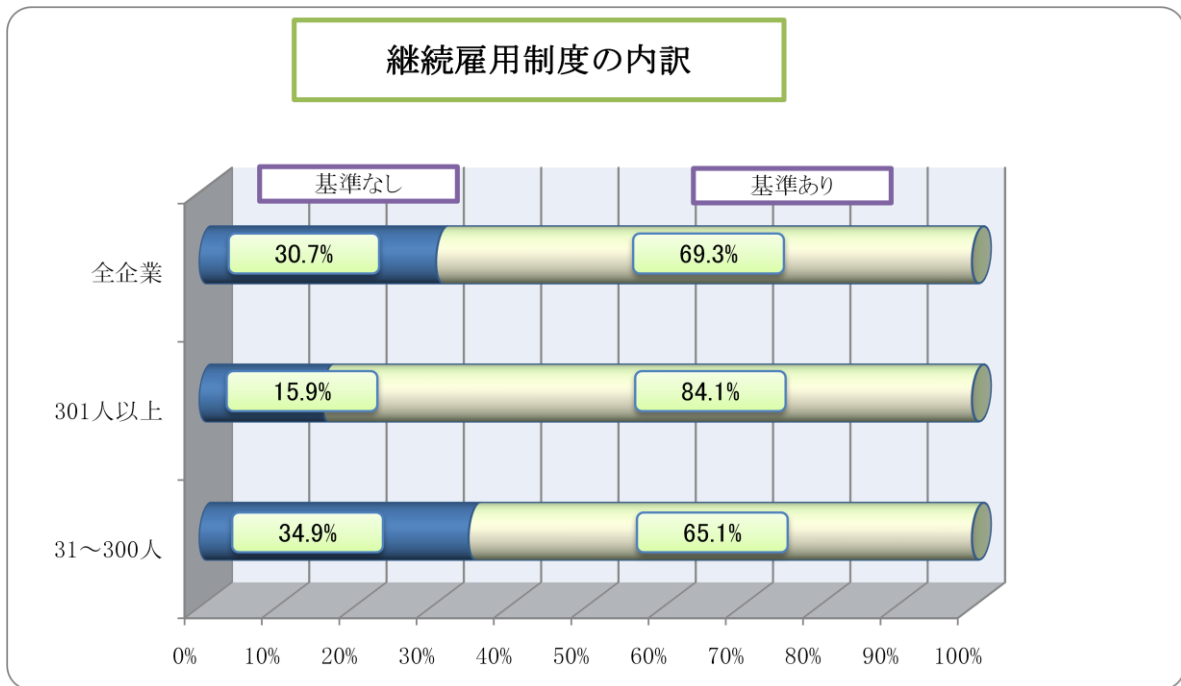
## (5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(19,496社)のうち、

- ①継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていない企業は30.7%(5,994社)(前年と同様)、
- ②継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めている企業は69.3%(13,502社)(前年と同様)、

となっている。【表1-4】(グラフ4)

グラフ4



## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は39.4%(9,570社)(前年比1.2ポイントの上昇)となっている。【表2-1】(グラフ5)

企業規模別に見ると、

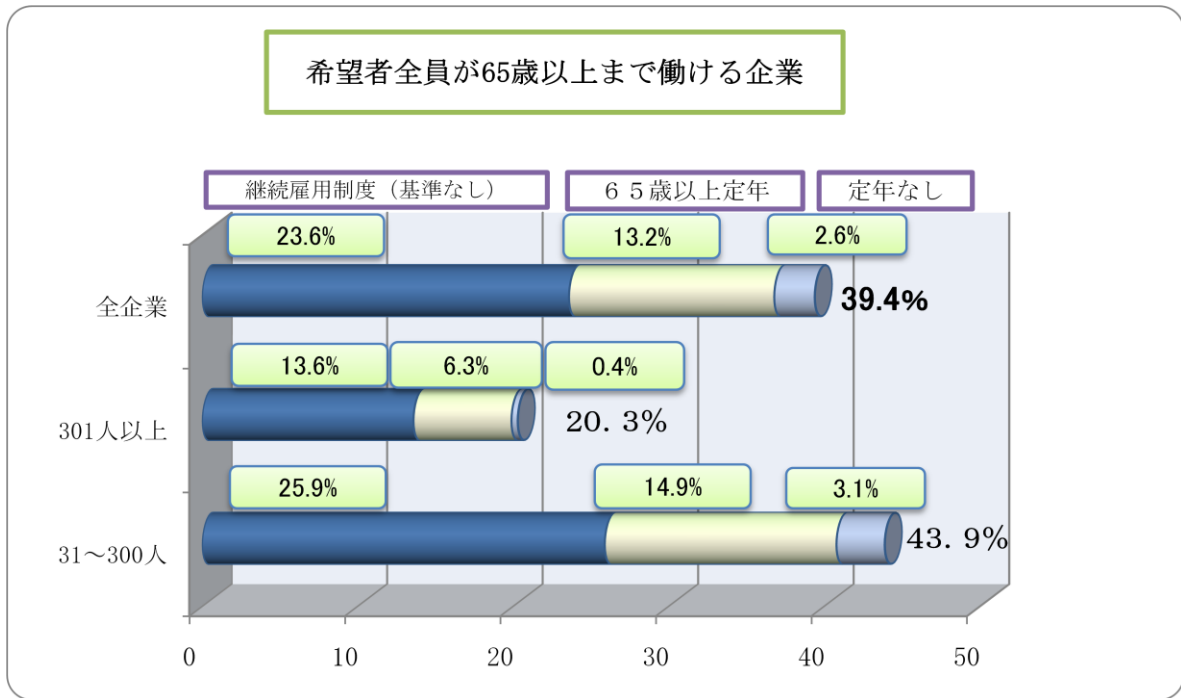
- ①中小企業では43.9%(8,636社)(同1.4ポイント上昇)、
- ②大企業では20.3%(934社)(同0.1ポイント上昇)、

となっており、企業規模が大きくなるほど取組みが進んでいない。

産業別に見ると、

教育・学習支援、医療・福祉・生活関連分野で50%を超えている。次いで運輸・郵便、宿泊・飲食の分野で45%を超えているものの、企業総数の49%を占める、製造業、情報通信業、卸売・小売の分野で制度導入割合が34.7%と進んでいない状況にある。【表2-2】

グラフ 5



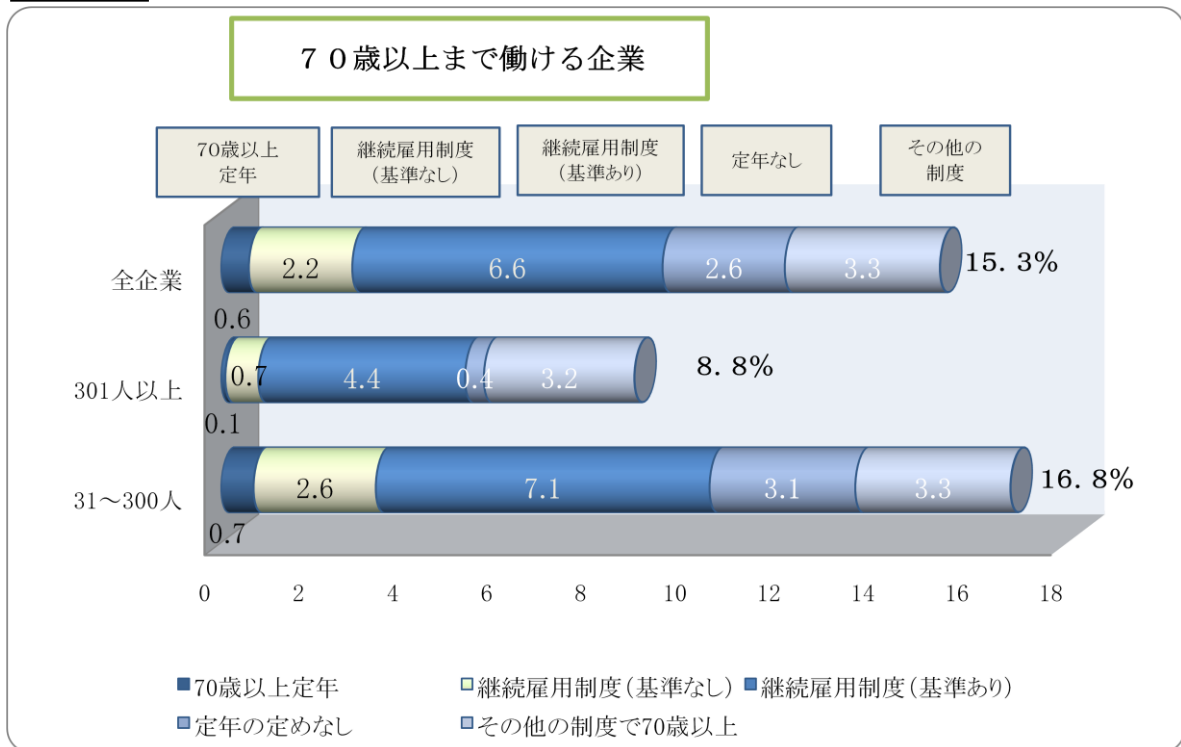
(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業の割合は15.3% (3,709社) (同0.3ポイントの上昇)となっている。企業規模別に見ると、

- ①中小企業では16.8% (3,303社) (同0.4ポイント上昇)、
- ②大企業では8.8% (406社) (同0.1ポイント減少)、

となっている。【表3】(グラフ6)

グラフ 6



### 3 定年到達者の動向

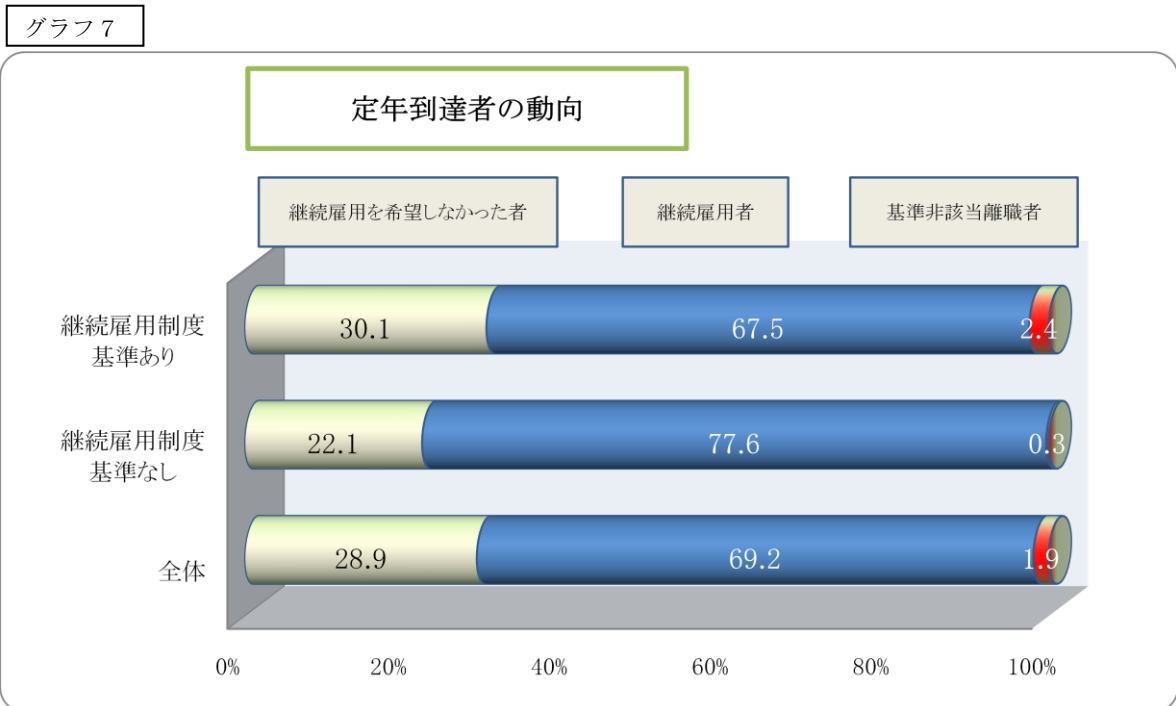
過去1年間(平成23年6月1日から平成24年5月31日)の定年到達者(12万8,483人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は3万7,087人(28.9%)、定年後に継続雇用された者は8万8,917人(69.2%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないこと等により離職した者は2,479人(1.9%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は97.3%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

①継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間の定年到達者2万2,349人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1万7,341人(77.6%)、

②継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間の定年到達者9万3,962人のうち、継続雇用された者の数(割合)は6万3,463人(67.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は2,230人(2.4%)、

となっている。【表4】(グラフ7)



### 4 年齢別常用労働者の動向

#### ①60歳～64歳

31人以上規模企業における60歳～64歳の常用労働者数は57万4千人であり、平成21年と比較すると12万9千人増加している。

51人以上規模企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、32万8千人増加している。

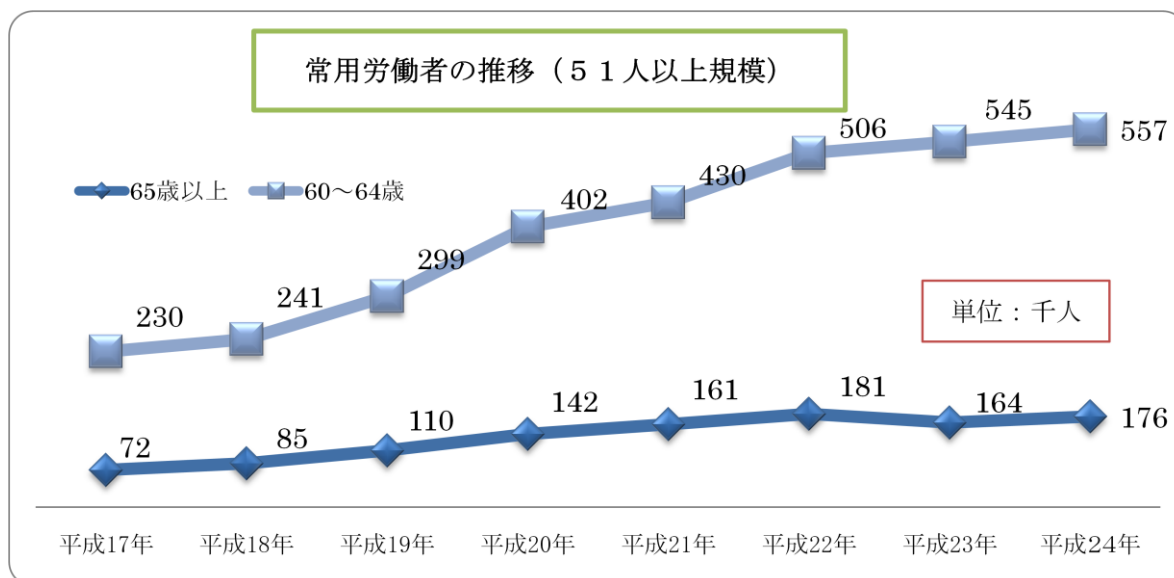
#### ②65歳以上

31人以上規模企業における65歳以上の常用労働者数は18万4千人であり、平成21年と比較すると、1万6千人増加している。

51人以上規模企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、10万4千人増加している。

平成17年以降、60歳以上の高年齢労働者数は30万人から73万人に倍増し、全年齢に占める60歳以上労働者の割合も4.2%から8.0%に増加している。【表5】(グラフ8)

グラフ8



## 5 今後の取組

### (1) 改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた取組

定年後の継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容とした改正高年齢者雇用安定法が平成24年8月29日成立、同年9月5日法律第78号として公布され、平成25年4月1日から施行されるため、東京労働局・ハローワークによる事業主説明会、訪問による周知・啓発をはじめ、事業主団体、関係機関等との連携、協力を仰ぎながら、あらゆる機会を活用した周知・啓発に取り組む。

### (2) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。